



第4号様式

流市税 第 287 号
令和 3年 2月25日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 3年 2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
財政部 市民税課	指摘	賃貸借契約または賃貸借及び保守契約において、契約書に仕様書が未添付であった。規則等に定められた適正な契約事務を執行されたい。	再発防止策として、当課で契約等行う際にチェックリストを作成して契約事務等行っているところですが、共通注意事項として今回指摘事項について記載し再発防止に努めるよう対応しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。